



中米諸国の地域統合について

経済調査部 上席研究員 松井 謙一郎

本年は、日本と中米5か国(グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス)との外交関係樹立70周年にあたる。本年に日本で開催された地球博において、この5か国は近隣国のパナマ・ベリーズと共に、中米共同館を立ち上げて共同出展している。本年は日本・中米交流年として、政治・経済・文化等様々な分野で、記念交流行事が開催されている。

中米においては、1960年代という早い時期に、主として各国の市場規模が小さい事による限界を打開するために域内統合が目指されたが、その効果は限定されていたものであった。1980年代終盤より、地域が和平合意へと向かうにつれて、地域内の連携強化を模索する動きが現れ始めた。その流れは、ラテンアメリカのほかの地域で、北米自由貿易協定(NAFTA)や南米南部共同市場(MERCOSUR)といった大規模経済統合が出てきた事により、一気に加速したという事ができる。

中米統合の特徴は、経済面だけでなく、社会・政治・環境等の広範な課題を内包しており、その中心となるのは中米統合機構(SICA)である。1961年に機構は設立されたが、地域の経済社会統合を図り、和平・自由・民主主義・開発の達成を目的としている。SICAには前述の中米5か国の他に、パナマ・ベリーズが参加、ドミニカ共和国が準加盟国として位置づけられている。最高意思決定機関は6か月毎に開かれる大統領会合であるが、その事務局として中米統合機構事務局が存在する。経済面の統合については、中米統合に関する一般条約に基づいて1960年に創設された中米共同市場(CACM、中米5か国で形成)が中心的な役割を果たしている。2000年代以降は、米・中米自由貿易協定(CAFTA)[2005年にドミニカ共和国にも拡大した形のCAFTA-DRとして成立]、EUとの経済連携協定の交渉開始等域外への拡大が模索されている。

次に、この地域の中米諸国の通貨制度について見ると、歴史的な米国との密接な関係を背景にドルが通貨制度の軸となっているが、自国通貨の代わりにドルを法定通貨として流通させる、いわゆるドル化政策を取っている国が多い事が大きな特徴と言える。例えば、パナマが最も歴史が古く、建国以降ドルを法定通貨として認めている。2000年代に入ってから、南米のエクアドルが2000年からドル化したのに続いて、エルサルバドルは2002年1月より、グアテマラは2002年5月よりドルを法定通貨として認めている。

ブラジル・アルゼンチンのような南米の大国においても通貨制度上の選択肢としてドル

化が挙げられた事はあったが、通貨主権の放棄を伴うドル化政策が実行されるまでには至っていない。中米諸国においては、歴史的に見て反米感情には根強いものがある一方で、経済面での米国への依存度が高いために、ドルとの関係は常に基本的な軸として存在してきた。通貨のドル化を行う事は、インフレ抑制等ファンダメンタルズの安定をもたらすメリットがある一方で、自国の通貨放棄を行い米国への依存度が極端に強くなるという意味での代償も大きい。ドル依存の高まりに対する根強い心情的な反発があるにもかかわらず、そのような政策を採用せざるを得なかったところに、中米諸国の苦悩があるとも言えよう。

以上、中米諸国の地域統合について経済統合の概要を中心としてみてきたが、現在も様々な分野で地域統合が進展している。規模は小さいが国が抱えている問題の構造が似ており共同して問題に対処するという意識が強い事、5か国が狭い地域に密集して存在している事、経済的にも突出した国のない小規模経済国が集まっていた事、公用語がスペイン語・ラテン文化という共通文化を共有している事等の点で合の基盤は整っていたといえよう。

現在、アジアにおいても地域全体の統合が多く場で議論されるようになってきており、欧州等他地域での地域統合の取組の経験に学ぶべき事も指摘されている。中米諸国の場合には規模も小さく、米国の影響が圧倒的に強く日本との関わりが少ない地域であるという事情もあり、日本でクローズアップされる事は殆ど無い。過去の地域紛争による遅れや、北は米国・メキシコのような大国、南は南米諸国に挟まれる位置にあって中米諸国は、様々な分野での地域統合を進めている。SICAの下部機関の多さと担当テーマの重複等まだまだ改善する余地がある事は指摘されているものの、地域統合の一つのモデルケースとしてアジアにとっても示唆する所は大きいと言えよう。

(参考資料) 外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica.html>

国際協力銀行 HP http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/paper/pdf/rp23_j03.pdf

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2005 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>